

子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していくける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%
（平成25年）
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人（平成26年度）
- ひとり親家庭の親の就業率
・母子家庭の就業率：80.6%
（正規39.4% 非正規47.4%）
・父子家庭の就業率：91.3%
（正規67.2% 非正規 8.0%）
- 子供の貧困率 16.3%（平成24年）

指標の改善に向けた当面の重点施策

<教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・きめ細かな学習指導による学力保障
 - ・スクールソーシャルワーカーの配置充実
 - ・教育費負担の軽減
 - ・幼児教育の無償化に向けた段階的取組
 - ・高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減
 - ・大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得運動返還型奨学金制度』の導入
- すべての子供たちが夢と希望を持つて成長していくける社会の実現
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
 - ・学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援など

<生活の支援>

- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援
 - ・子供の生活支援
 - ・児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
 - ・関係機関が連携した支援体制の整備
 - ・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
 - ・支障する人員の確保
 - ・社会的差別施設の体制整備、相談職員の資質向上等

<経済的支援>

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援

社会の実現

- ひとり親家庭の親の就業支援
 - ・就業支援専門員の配置による支援等
 - ・生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
 - ・保護者の学び直しの支援
 - ・在宅就業に関する支援の推進
- 子供の貧困に関する調査研究等
- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供
- 子供の貧困プロジェクト・国民運動の展開など

- 対策会議を中心とする政府一体となつた取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開など